

町田市学童保育クラブ指定管理者募集要項

1 募集趣旨

町田市（以下「市」という。）が設置する学童保育クラブについて、地方自治法第244条の2及び町田市学童保育クラブ設置条例第6条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を以下の規定に従って募集します。

2 施設概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

※児童数は、各年度4月1日時点のものになります。

(1) 木曽学童保育クラブ

名 称	木曽学童保育クラブ				
所 在 地	町田市木曽東三丁目11番3号（忠生第三小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				
開 設 年 月	1963年11月				
建 物 構 造	鉄骨造 2階建て				
規 模	育成室延床面積283.37㎡ ※木曽学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥41,873,801- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 567,000- 【2024年度障がい児数】0名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	113名	136名	162名	166名	189名
支 援 の 単 位	3	4	4	4	5

(2) 木曽境川学童保育クラブ

名 称	木曽境川学童保育クラブ				
所 在 地	町田市木曽西一丁目9番1号（木曽境川小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				

開設年月	1974年4月				
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て				
規模	育成室延床面積209.86㎡ ※木曾境川学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運営状況	【2022年度事業経費の決算額】¥39,478,631- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 607,500- 【2024年度障がい児数】1名				
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児童数	99名	109名	118名	143名	146名
支援の単位	3	3	4	4	4

(3) 七国山学童保育クラブ

名称	七国山学童保育クラブ				
所在地	町田市山崎町1314番地2（七国山小学校敷地内）				
開設年月	2004年4月				
建物構造	鉄骨造 1階建				
規模	育成室延床面積292.73㎡				
運営状況	【2022年度事業経費の決算額】¥40,299,976- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 287,500- 【2024年度障がい児数】3名				
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児童数	124名	125名	138名	127名	135名
支援の単位	3	3	4	4	3

(4) 竹ん子学童保育クラブ

名称	竹ん子学童保育クラブ				
所在地	町田市本町田1212番地（町田第三小学校校舎内）				
開設年月	2000年4月				
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て				

規 模	育成室延床面積 119.00㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥35,980,492- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 336,500- 【2024年度障がい児数】1名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	66名	77名	93名	107名	108名
支 援 の 単 位	2	2	3	3	3

(5) 学童21保育クラブ

名 称	学童21保育クラブ				
所 在 地	町田市原町田四丁目26番40号（町田第二小学校敷地内）				
開 設 年 月	2001年4月				
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て				
規 模	育成室延床面積 145.19㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥26,228,145- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 726,000- 【2024年度障がい児数】3名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	40名	45名	44名	45名	56名
支 援 の 単 位	1	1	1	1	2

(6) 高ヶ坂学童保育クラブ

名 称	高ヶ坂学童保育クラブ				
所 在 地	町田市南大谷1260番地（町田第六小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用）） ※2024年7月住居表示実施により変更予定				
開 設 年 月	1969年7月				
建 物 構 造	鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積 137.11㎡ ※高ヶ坂学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				

運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥30,382,721- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 338,500- 【2024年度障がい児数】4名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	48名	59名	69名	90名	106名
支 援 の 単 位	2	2	2	3	3

(7) すまいる学童保育クラブ

名 称	すまいる学童保育クラブ				
所 在 地	町田市成瀬台二丁目5番地2 (成瀬台小学校校舎内)				
開 設 年 月	2002年4月				
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て				
規 模	育成室延床面積224.00㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥34,619,416- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 472,500- 【2024年度障がい児数】1名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	95名	112名	128名	133名	141名
支 援 の 単 位	3	3	3	4	4

(8) 野津田学童保育クラブ

名 称	野津田学童保育クラブ				
所 在 地	町田市野津田町1290番地 (鶴川第一小学校敷地内)				
開 設 年 月	2002年4月				
建 物 構 造	鉄骨造 2階建て				
規 模	育成室延床面積370.62㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥37,910,272- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 739,500- 【2024年度障がい児数】2名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度

児 童 数	90名	99名	118名	143名	161名
支 援 の 単 位	3	3	3	4	4

(9) 【新規募集】成瀬学童保育クラブ

名 称	成瀬学童保育クラブ ※南成瀬小学校及び南第二小学校が統合することに伴い、なんなる学童保育クラブ及びそよかぜ学童保育クラブを統合します。 ※業務の引継ぎについては、業務仕様書21ページ②事前準備費「iii 指定期間満了によりクラブ業務を引継ぐ場合」に該当します。				
所 在 地	町田市南成瀬三丁目6番地（南成瀬小学校敷地内）				
開 設 年 月	2003年4月				
建 物 構 造	軽量鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積 260.31㎡ ※成瀬学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運 営 状 況	1 なんなる学童保育クラブ 【2022年度事業経費の決算額】¥30,984,920- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 407,000- 【2024年度障がい児数】0名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	89名	86名	89名	94名	91名
支 援 の 単 位	3	3	3	3	3
運 営 状 況	2 そよかぜ学童保育クラブ 【2022年度事業経費の決算額】¥34,635,176- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 437,000- 【2024年度障がい児数】1名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	54名	80名	84名	84名	94名
支 援 の 単 位	2	2	3	3	3

(10) 鶴間ひまわり学童保育クラブ

名 称	鶴間ひまわり学童保育クラブ				
所 在 地	町田市鶴間四丁目17番1号（鶴間小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				
開 設 年 月	2004年4月				
建 物 構 造	鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積299.62㎡ ※鶴間ひまわり学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥33,845,454- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 634,000- 【2024年度障がい児数】1名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	77名	98名	119名	129名	142名
支 援 の 単 位	3	3	3	3	4

(11) 相原たけの子学童保育クラブ

名 称	相原たけの子学童保育クラブ				
所 在 地	町田市相原町1673番地（相原小学校校舎内）				
開 設 年 月	2005年4月				
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 3階建て				
規 模	育成室延床面積157.71㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥31,865,778- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 588,000- 【2024年度障がい児数】2名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	81名	90名	99名	110名	115名
支 援 の 単 位	2	2	3	3	3

(12) 大戸のびっ子学童保育クラブ

名 称	大戸のびっ子学童保育クラブ				
-----	---------------	--	--	--	--

所在地	町田市相原町3865番地（武蔵岡中学校校舎内）				
開設年月	1993年4月				
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て				
規模	育成室延床面積243.00㎡				
運営状況	【2022年度事業経費の決算額】 ¥17,666,580- 【2022年度特別育成料収入額】 ¥ 195,500- 【2024年度障がい児数】 0名				
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児童数	21名	27名	31名	33名	22名
支援の単位	1	1	1	1	1

(13) 小山中央学童保育クラブ

名称	小山中央学童保育クラブ				
所在地	町田市小山ヶ丘三丁目7番地1（小山中央小学校敷地内）				
開設年月	2010年4月				
建物構造	鉄筋コンクリート造（増築棟：鉄骨造） 平屋建て				
規模	育成室延床面積497.64㎡				
運営状況	【2022年度事業経費の決算額】 ¥41,785,959- 【2022年度特別育成料収入額】 ¥ 686,500- 【2024年度障がい児数】 0名				
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児童数	157名	151名	172名	180名	188名
支援の単位	4	4	5	5	5

(14) 【新規募集】 本町田ひなた学童保育クラブ

名称	本町田ひなた学童保育クラブ ※本町田東小学校及び本町田小学校が統合することに伴い、藤の台学童保育クラブ及び本町田学童保育クラブを統合します。 ※業務の引継ぎについては、業務仕様書21ページ②事前準備費「iii 指定期間満了によりクラブ業務を引継ぐ場合」に該当します。
----	---

所在地	町田市本町田2032番地（本町田小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				
開設年月	2002年4月				
建物構造	鉄骨造 平屋建				
規模	育成室延床面積119.81㎡ ※本町田学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運営状況	1 藤の台学童保育クラブ 【2022年度事業経費の決算額】¥23,708,609- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 296,500- 【2024年度障がい児数】2名				
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児童数	45名	58名	59名	53名	57名
支援の単位	2	2	2	2	2
運営状況	2 本町田学童保育クラブ 【2022年度事業経費の決算額】¥34,768,024- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 247,500- 【2024年度障がい児数】4名				
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児童数	75名	83名	94名	96名	82名
支援の単位	2	2	3	3	3

(15) 鶴川第二学童保育クラブ

名称	鶴川第二学童保育クラブ				
所在地	町田市能ヶ谷七丁目24番2号（鶴川第二小学校敷地内）（※一部小学校校舎内も使用）				
開設年月	2007年4月				
建物構造	鉄骨造 平屋建て				
規模	育成室延床面積232.47㎡ ※鶴川第二学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				

運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥36,746,960- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 644,000- 【2024年度障がい児数】1名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	92名	104名	130名	136名	133名
支 援 の 単 位	3	3	4	4	3

(16) 南つくし野学童保育クラブ

名 称	南つくし野学童保育クラブ				
所 在 地	町田市南つくし野二丁目17番地2 (南つくし野保育園隣接地)				
開 設 年 月	2006年11月				
建 物 構 造	鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積356.03㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥43,670,939- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 764,500- 【2024年度障がい児数】7名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
児 童 数	124名	150名	173名	182名	175名
支 援 の 単 位	3	4	5	5	5

(17) 山崎学童保育クラブについて

名 称	山崎学童保育クラブ				
所 在 地	町田市忠生二丁目15番地26 (山崎小学校敷地内)				
開 設 年 月	2015年4月				
建 物 構 造	鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積240.03㎡				
運 営 状 況	【2022年度事業経費の決算額】¥29,138,002- 【2022年度特別育成料収入額】¥ 224,000- 【2024年度障がい児数】0名				
年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度

児 童 数	79名	79名	75名	69名	59名
支 援 の 単 位	2	2	2	2	2

3 指定期間

2025年4月1日から 2028年3月31日まで の3年間	竹ん子学童保育クラブ	成瀬学童保育クラブ
	本町田ひなた学童保育クラブ	
2025年4月1日から 2029年3月31日まで の4年間	鶴川第二学童保育クラブ	
2025年4月1日から 2030年3月31日まで の5年間	木曾学童保育クラブ	鶴間ひまわり学童保育クラブ
	木曾境川学童保育クラブ	相原たけの子学童保育クラブ
	七国山学童保育クラブ	大戸のびっ子学童保育クラブ
	学童21保育クラブ	小山中央学童保育クラブ
	高ヶ坂学童保育クラブ	南つくし野学童保育クラブ
	すまいる学童保育クラブ	山崎学童保育クラブ
	野津田学童保育クラブ	

※市の事業計画変更等により指定期間が変更となる可能性があります。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

- ア 学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務
- イ 学童保育クラブに入会した学童の特別保育の利用の承認に関する業務
- ウ 学童保育クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務

(2) 自主事業

自主事業とは、指定管理者が市の承認を得て、魅力ある事業を独自に展開するものです。指定管理者は、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができます。

※ 詳細は「町田市学童保育クラブ業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

5 運営に係る基本的事項

(1) 開所日

毎週月曜日から土曜日までの6日間（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とします。

(2) 開所時間

ア クラブの開所時間（以下「開所時間」という。）は、原則、平日については正午から午後7時とし、土曜日及び小学校休業日等については午前8時から午後7時までとする。ただし、学童の下校時刻が正午より早い場合は、その時刻に合わせて開所するものとする。

イ 前号の規定にかかわらず、支援の単位（放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する利用者数はおおむね40人以下とする。）が複数あるクラブの場合、一の支援の単位を除き、開所時間を、平日については正午から午後6時までとし、土曜日及び小学校休業日等については午前8時30分から午後6時までとすることができる。ただし、学童の下校時刻が正午より早い場合は、その時刻に合わせて開所するものとする。

(3) 保育時間

下校時から午後6時まで。ただし、土曜日及び小学校の休業日等は午前8時30分から午後6時までとします。

なお、特別保育の利用申込があった場合は、下校時から午後7時まで、土曜日及び小学校の休業日等は、午前8時から午後7時までとします。

(4) 育成料等

ア 育成料

市は、条例にて定めた額を育成料として、入会児童の保護者から徴収します。

イ 特別育成料

指定管理者は、条例にて定めた額を特別育成料として、特別保育利用児童の保護者から徴収し、自己の収入とします。

(5) その他

その他事業の実施にあたっては、条例、条例施行規則及びその他関係法令、仕様書並びに市の指導に沿って行うことを求めます。

なお、条例等が指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施するものとします。

6 指定管理料

指定管理業務にかかる経費に対し、市は指定管理料を支払います。指定管理料の提案金額の上限は下表のとおりとします。

なお、指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定書において確定するものであり、提案額を保証するものではありません。指定管理料の支払時期及び方法等は協定で定めます。

(単位:円)

年度	支援の単位					
	1	2	3	4	5	6
2025年度	22,472,447	33,691,877	45,544,959	51,906,452	63,759,534	73,492,118
2026年度	22,897,306	34,116,736	45,969,819	52,331,311	64,184,393	73,916,978
2027年度	23,322,166	34,541,596	46,394,678	52,756,170	64,609,253	74,341,837
2028年度	23,747,025	34,966,455	46,819,537	53,181,030	65,034,112	74,766,697
2029年度	24,171,885	35,391,315	47,244,397	53,605,889	65,458,972	75,191,556

【参考】指定管理料算出の考え方

指定管理料 = クラブの管理運営に係る経費 - 特別育成料、寄付、雑費等の収入

7 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格

学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市に本店を有する法人又は市に契約の代理人としている営業所を有する法人であること。(以下「法人」という。)

(2) 欠格事項

応募する法人は、次の事項のいずれにも該当しない法人に限ります。また、その旨を保証するものとして、「様式1-7 指定管理者の応募申請に関する誓約書」を提出してください。

ア 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている者

イ 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している者

- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- エ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中である者
- オ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において2年以内に指定の取り消しを受けた者
- カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- キ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体

8 指定までのスケジュール

募集要項等の公表	4月1日（月）
説明会の申込期間	4月2日（火）～4月9日（火）
説明会	4月10日（水）
質問の受付期間	4月11日（木）～4月16日（火）
質問への回答	4月23日（火）
応募書類の提出期間	5月8日（水）～5月14日（火）
一次審査（書類選考）	5月15日（水）～
プレゼンテーション資料の提出期限	5月29日（水）又は別途市が指定する期日まで*
二次審査（選考委員会等）	6月24日（月）、7月1日（月）、8日（月）、22日（月）のうちいずれか一日を予定
最終審査（市の選定会議）	7月下旬以降
候補者の選定結果通知	8月上旬以降
指定管理者の指定通知	10月上旬以降

※応募団体が4団体以上あった場合は、一次審査の結果と合わせて提出期限をお知らせします。

9 応募手続

(1) 募集要項等の公表

募集要項及び業務仕様書の指定様式及びその他の参考資料等は、市ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布はしていません。

市ホームページ>市政情報>指定管理者制度>指定管理者の募集情報の公表

(2) 説明会

本募集に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定している法人はできる限り参加してください。ただし、会場の都合により説明会への参加は各団体2名以内とさせていただきます。

ア 開催日時 2024年4月10日(水) 午前10時から11時まで

イ 開催場所 市庁舎8階 会議室8-1

ウ 申込方法 2024年4月9日(火) 午後5時までに募集要項別紙3「学童保育クラブ指定管理者説明会参加申込書」により、電子メールでお申込みください。

メールアドレス mcity6770@city.machida.tokyo.jp

エ 持ち物 募集要項・業務仕様書

※市ホームページより印刷し、ご持参ください。

(3) 質問及び回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

なお、質問は説明会に参加した団体に限りです。

ア 受付期間 2024年4月11日(木)から4月16日(火) 午後5時まで

イ 質問の方法 「【募集要項別紙4】質問書」を電子メールで送付してください。メールの件名は「【学童保育クラブ】質問について(法人名)」としてください。

メールアドレス mcity6770@city.machida.tokyo.jp

※電話や来訪等、口頭による質問は受け付けません。また、本質問書以外の形式での質問は受け付けません。

ウ 質問の回答 2024年4月23日(火)に市ホームページに掲載します。質

問への回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、市ホームページで周知します。

(4) 応募書類の受付

「【募集要項別紙1】添付書類一覧」のとおり、提出期間内に直接持参してください。

提出期間内に、所定の書類が整わなかった場合は、原則、受付はできません。内容を確認の上、期限にゆとりを持ってご提出ください。また、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ア 提出期間

2024年5月8日（水）から5月14日（火）まで
受付は午前9時から午後5時まで（土日祝日及び正午から午後1時までは除く）

イ 提出場所

町田市森野2丁目2番22号 市庁舎2階202番窓口
町田市子ども生活部児童青少年課学童保育係
電話 042-724-2182（直通）

10 応募にかかる留意事項

(1) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(2) 応募内容の変更禁止

応募書類の受付期間後は、提出された書類の内容を変更・追加することはできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 複数提案の禁止

応募は、一団体につき一案とし、複数の提案はできません。

(4) 応募者が運営する施設の実地調査

市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。

(5) 情報公開請求への対応

応募書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づ

き、原則として公開します。

(6) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(8) 接触の禁止

応募者が、学識経験者で構成する選考委員会の委員や市担当の職員と接触することを禁じます。

(9) 不正な行為

応募書類に虚偽又は不正があったと認めるとき、その他不正な行為があったと認めるときは、選定対象から除外します。

1.1 選定手続

(1) 書類選考による一次審査

応募者が4団体以上の場合、子ども生活部（以下、「施設所管部」という。）で書類選考による第一次審査を行い、上位3団体を選定し、選定された応募者の事業計画書等を選考委員会に提出します。

応募者が3団体以下の場合、書類選考は実施せず、資格審査のみを行い、資格のある全ての応募者の応募書類の副本を選考委員会に提出します。

一次審査を通過した応募者に対して電子メールにて選考委員会の日時、場所等をお知らせします。また、市が指定する期日までにプレゼンテーション資料を提出してください。

(2) 選考委員会等による二次審査

学識経験者4名で構成する選考委員会及び施設所管部において、応募者からの提案内容を評価します。なお、選考委員会では、応募者からのプレゼンテーション、委員によるヒアリング、及び、応募書類等をもとに評価項目ごとに評価します。

(3) 市の選定会議による最終審査

施設所管部は、子ども生活部選定会議において、選考委員会及び施設所管部の採点による基準得点に、現在の指定管理者への管理運営状況評価結果である評価

反映点を加えた総合選定得点が最も高かった応募者を指定管理者の候補となる者
 (以下「指定管理者候補者」という。)に選定します。

1.1 選定基準

(1) 評価項目及び評価基準

下表の評価項目及び評価の基準に基づき、各評価項目について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乗じます。

なお、施設所管部は評価項目1、2及び3を評価し、選考委員会はそれ以外の項目を評価します。選定項目3、4、6、8、9及び12は特に重要な項目として評価します。(12は新規募集する施設のみ)

評価者	区分	No	評価項目	評価の視点
施設所管部	施設管理・運営	1	類似施設の管理実績	・子どもに関する施設(学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等)の管理運営において、優れた実績を有しているか。
		2	地域貢献(市内従業員)の雇用率	・市内従業員の雇用率は妥当か。
	支財務況・収	3	提案金額	・施設規模・業務量に対し妥当な金額が提案されているか。 ・職員の労働条件に配慮しつつ、適切な賃金となっているか。
町田市指定管理者候補者 選考委員会	サービスの質	4	利用者サービス向上策	・利用者満足度向上に関する実現性のある取組が示されているか。
		5	利用者意見の収集(利用者満足度調査等)	・利用者満足度調査に対する方策が示されているか。 ・利用者満足度調査における意見の反映方法が優れているか。 ・要望の受付・対応の取組や体制は適切か。 ・要望を施設の管理・運営に反映させる取組や体制は適切か。

施設運営・管理	6	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の役割を理解し、当該施設の設置趣旨に合致する適切な運営理念や方針が示されているか。 ・指定管理者としての責任を自覚し、学校・保護者と適切に情報共有できる体制にあるか。 ・児童・保護者に対する平等利用の理念や取組が明確か。 ・保護者への情報提供手段が多岐にわたるか。
	7	情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組や体制は適切か。 ・情報セキュリティの取組や体制は適切か。 ・情報公開の取組や体制は適切か。
	8	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の取組や体制は適切か。 ・防災・防犯対策等の取組や体制は適切か。 ・病気・事故等の対応の体制は適切か。
	9	人的安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人員及び職員の質の向上の取り組みが確保されているか。 ・職員の配置計画は適切か。 ・サービス提供及び施設の運営・管理に必要な能力や資格を有する人員が適切に配置されるか。 ・職員の指導育成や研修体制は適切か。
	10	地域貢献（地域団体等との連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者との契約、地元への社会活動等への参加、地元団体との連携について示されているか。
	11	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・節水・節電やごみの減量化、リサイクル推進、温室効果ガス排出削減などの環境負荷低減に向けた取組は十分か。
	12	事業引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った事業の承継に関する考え方が示されているか。 <p>【新規募集する施設のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立ち、環境変化の影響を最小限にとどめるための工夫が示されているか。
財務・収支状況	13	収支の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務の収支計画は適正か（支出すべき経費が適切に計上されているか、指定管理業務以外の関係ない経費が計上されていないかなど）。
	14	財務の安全性（指定管理者本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。

（２）最低選定基準

応募者の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定管理者候補者として選定しないこととします。

- ・ 選考委員会の委員の平均得点と、施設所管部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60％に満たなかった場合

- ・ 過半数の選考委員の採点又は施設所管部での採点において、最低評価「1」の評価項目があった場合

(3) 現在の指定管理者への管理運営状況評価結果の反映

新規募集する施設を除き、現在の指定管理者である団体が応募した場合は、次に掲げる事項に基づき、指定管理期間中の管理運営実績から決定した評価反映得点を基準得点に加減算します。

ア 指定管理者の評価を反映する年度は、最終年度を除く指定期間の全ての年度とします。

イ 評価結果を反映する年度の総合評価結果を点数化（S：5点～D：1点）した上で合算して対象年度数で除した平均得点（小数点以下第2位を四捨五入）に基づき、以下の基準により評価反映得点を決定します。

総合評価結果の平均得点	評価反映得点
4.6～5点	+基準得点の10%
3.6～4.5点	+基準得点の5%
2.5～3.5点	加減なし
1.5～2.4点	△基準得点の5%
1～1.4点	△基準得点の10%

(4) 同点の場合

以上の結果、同点であった場合は、係数の高い項目において高得点であった団体を指定管理者候補者とします。それでもなお、同点である場合は、提案金額が一番低かった団体を指定管理者候補者に選定します。

1.2 指定管理者候補者決定後の手続

(1) 指定管理者候補者の選定結果

指定管理者候補者の選定は、7月下旬以降の予定です。結果については、二次審査対象者全員に文書で通知します。

(2) 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定管理者候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けますこととなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管

理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理者候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

(3) 指定管理者の決定結果

指定管理者の議案の可決後、10月上旬以降、指定管理者に文書で通知します。

(4) 協定書の締結

指定管理者を指定した後、速やかに指定期間全体の「基本協定書」を締結するとともに、年度ごとに指定管理料等についての「年度協定書」を締結します。

また、事業計画において提案された内容については、原則としてそのまま実施することとしますが、選考委員会で意見が付された事項や事業計画の詳細については、改めて協議するものとします。提案した内容が一部でも認められなければ申請を辞退する場合は、必ずその旨を事業計画書の最後部に明示してください。

1.3 その他

市は、「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」、「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校施設機能別整備方針」といった市の計画等を踏まえ、配食サービスの実施などの新規事業を立ち上げた場合には、その対応を指定管理者に対して求めることがあります。

1.4 問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課学童保育係

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-2182（直通）